

燕市議会会議規則の一部改正について

燕市議会会議規則（平成18年燕市議会規則第1号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年12月10日 提出

提出者 議会運営委員長 大原 伊一

記

燕市議会会議規則の一部を改正する規則

燕市議会会議規則(平成18年燕市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第62条の次に次の1条を加える。

(反問権)

第62条の2 説明のため会議に出席した者は、議員の発言に対し、その内容の確認又は論点を分かりやすく明確にするため、議長の許可を得て質問することができる。

第63条第1項中「前条」を「第62条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。